

会長	それでは、ただ今から令和2年度第1回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 (事務局)	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意(建築審査会における取扱い)に基づき行った許可件数について」につきましても町名若しくは大字名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 (事務局)	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。つづきまして、報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意(建築審査会における取扱い)に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	<「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意(建築審査会における取扱い)に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表例4件の紹介>
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
会長	事例1について、今回の事例のように敷地と建築基準法の道路との間に水路を挟む場合、水路に橋をかけて接道することが可能ではないでしょうか。
三重県	水路管理者との協議を行った結果、水路の占用許可を得ることが難しいと判断し、第43条第2項第2号の許可の申請に至っております。
委員	事例4の包括同意基準には、分筆、地目変更を行うか誓約書が必要とありますが、誓約書の内容はどのような内容になっていますか。
三重県	農地転用や道路整備を行い、登記が認められる状態になったら速やかに公衆用道路への地目変更を行うという旨の誓約書です。
委員	ということは、最終的には地目が変更され、公衆用道路となる理解でよろしいですね。

三重県 はい。

委員 事例4のように後退部分の寄付が許可要件になっている包括同意基準がありますが、行政はどこに民有地が含まれるかわからない空地の後退部分の寄付を受けることはできるのですか。
また、その後退部分の管理は行政が行うのでしょうか。

三重県 今回の事例は許可申請前に分筆及び寄付が完了しているものです。
市町によって後退部分の管理方法は異なります。

委員 事例によっては市町が寄付を受けられない場合もあると思います。
また、後退部分の管理についても同様ではないでしょうか。

三重県 その通りです。寄付を受けられない場合は、分筆の上、地目を公衆用道路に変更することで、要件を満たします。

委員 道路がない場所に開発が行われ、新たに道路ができた場合は、管理は市町が行うのでしょうか。

三重県 市町の扱いにより異なります。

委員 事例4について、個人所有の土地を一部含む状態で空地を確保しているようですが、どの部分か確認できているのでしょうか。また、このような場合、当該市町では原則寄付を受け付けていないのではないのでしょうか。

三重県 本事例においては、大部分が市町の所有であることがわかっており、個人所有の土地の位置がおおよそ確認できております。そのため、今回は寄付を受けております。

委員 事例3について、道路中心が対面敷地や隣地の後退の有無により、ずれる可能性はありませんか。

三重県 その可能性はありますが、審査の際には道路管理の部署と協力し、対面や、隣地が後退済みか確認を行っています。後退済みの敷地に再度後退が必要になることのないように十分注意しております。
また、狭あい事業においても中心線を定め、そのようなことが起こらないように取り組んでおります。

会長 他によろしいでしょうか。では、包括同意基準の報告について終了します。

三重県 これで本日の議題について予定通り終了しました。
以上で令和2年度第1回三重県建築審査会を閉会いたします。

会長 ご協力ありがとうございました。